

周南市では、相談支援専門員研修の受講料の一部について、次の条件を満たす場合に受講料の1/2を補助します（上限2万円）。

【補助の申請ができる方（補助事業者）】

- ・ 障害者総合支援法等に基づくサービスを提供する市内の事業所を運営する法人で、相談支援専門員研修経費を負担した法人
（交付要綱第2条参照）

【補助の対象となる経費】

- ・ 補助事業者が研修実施機関に支払った受講経費
※ただし、他の機関より補助・助成のあった金額を除く

【補助の対象となる受講者（下記のすべてに該当）】

- ① 補助事業者が直接雇用契約を締結している方
- ② 研修実施機関が発行する修了証明書の交付を受けている方
- ③ ア 現任研修又は主任研修
研修開始時点で相談支援専門員として就労されている方
イ 初任者研修
研修開始時点で相談支援専門員以外の職種として就労しており、かつ、補助金申請時点で相談支援専門員として就労されている方

【申請期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日

【提出書類】

様式については、市のホームページからダウンロードまたは下記までお問合せください。

- ① 交付申請書（別記様式第1号）
- ② 所要額（積算額）調書（別紙1-1）
- ③ 受講した者の就労証明書（別紙1-2）
- ④ 受講経費の領収書（原本）またはクレジット契約証明書（利用証明書）等
※下記の事項がすべて記載されており、宛名が補助事業者となっているものに限りません。
ア 相談支援専門員研修事業者の名称
イ 領収書（またはクレジット領収額）
ウ 領収額の内訳（受講料・テキスト代の内訳が分かるもの。別紙可）
エ 領収日（またはクレジット契約日）
オ 領収印
- ⑤ 研修実施機関が発行する修了証明書（写）

【お問い合わせ・申し込み先】

〒745-8655 周南市岐山通1-1
周南市 福祉部 障害者支援課 支援担当
TEL：0834-22-8463 FAX：0834-22-8464
E-mail：shogaifuku@city.shunan.lg.jp

周南市では、相談支援専門員研修の受講料の一部について、次の条件を満たす場合に受講料の1/2を補助します（上限2万円）。

【補助の申請ができる方】

- ・相談支援専門員研修経費を自己負担した個人

【補助の対象となる経費】

- ・研修実施機関に支払った受講経費
※ただし、他の機関より補助・助成のあった金額を除く

【補助の対象となる受講者（下記のすべてに該当）】

- ①周南市内に住所を有し、市税の滞納がない方
- ②ア 現任研修又は主任研修
研修開始時点において、市内の相談支援事業所又は基幹相談支援センターを運営する法人に就労している方
- イ 初任者研修
令和8年12月31日までに相談支援専門員研修を修了し、補助金申請時点において、市内相談支援事業所又は基幹相談支援センターで相談支援専門員として3か月以上就労しており、その後も就労の継続が見込まれる方。
※令和9年1月1日以降に修了した方については、翌年度の補助対象となる見込みです。

【申請期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日

【提出書類】

様式については、市のホームページからダウンロード又は下記までお問合せください。

- ①交付申請書（別記様式第2号）
- ②就労証明書（別紙1-2）
※相談支援事業所又は基幹相談支援センターで就労している方のみ
- ③受講経費の領収書（原本）又はクレジット契約証明書（利用証明書）等
※下記の事項がすべて記載されており、宛名が申請者となっているものに限ります。
 - ア 領収書（またはクレジット領収書）
 - イ 領収額の内訳（受講料・テキスト代の内訳が分かるもの。別紙可）
 - ウ 領収書（またはクレジット契約日）
 - エ 領収印
- ④研修実施機関が発行する修了証明書（写）

【お問い合わせ・申し込み先】

〒745-8655 周南市岐山通1-1
周南市 福祉部 障害者支援課 支援担当
TEL：0834-22-8463 FAX:0834-22-8464
E-mail:shogaifuku@city.shunan.lg.jp